

二宮町コミュニティバス広告事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が管理するコミュニティバスへの広告募集及び掲載に関し、二宮町広告事業実施要綱（以下「広告事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体及び位置)

第2条 広告を掲載する媒体は、コミュニティバスとし、掲載する位置は車体後部及び車内の町長が指定する位置とする。

(広告枠数、掲載料金及び掲載期間)

第3条 広告枠数、掲載料金及び掲載期間は、別表に定めるところによる。

(広告の規格等)

第4条 車体広告物の規格等は、次の各号のとおりとする。

(1) 縦 450 mm×横 1,000 mm以内のマグネットタイプで町長が指定する場所に設置できる規格とする。

(2) 広告掲載期間中における車体からの剥離、又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせない素材とし、車体の本体に直接表示する方法によることはできない。

(3) 広告には、「○○○○○は、二宮町地域公共交通を応援しています。」を表示しなければならない。この場合において、○○○○○には、広告主の名前又は名称を表示するものとする。

2 車内広告物の規格は、縦 364 mm×横 515 mm（日本工業規格 B 3 サイズ）以内のポスタータイプとする。

(広告の色彩等)

第5条 車体広告に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの

(2) 車両通行上の支障となるもの

(3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(4) 町の景観との調和を損なうもの

(5) 周囲の運転者の誤認を招くおそれのある次に掲げる広告物

ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの

- イ 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの
- (6) 周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのある次に掲げる広告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のあるものや映像表示となっているもの
 - イ 絵柄や文字が過密であるもの

(広告の申込み)

第6条 コミュニティバスへの広告掲載を申込みようとする者は、掲載希望月の6月前から前々月の末日までの間に、二宮町コミュニティバス広告掲載申込書(第1号様式)に広告案を添付して町長に提出するものとする。

(広告内容の修正等)

第7条 町長は、前条に規定する広告案の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所がある場合は、その修正を広告主に求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、第6条の規定による申込みがあったときは、広告事業実施要綱第4条及び本要領の規定により内容を審査してその適否を決定し、その結果を二宮町コミュニティバス広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

2 町長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。ただし、同順位での複数の申込みがあった場合は、広告掲載希望月数が多いものを優先し、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

- (1) 優先順位第1位 出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 優先順位第2位 公共的性格のある私企業で、町内に事業所を有するもの
- (3) 優先順位第3位 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) 優先順位第4位 その他私企業又は自営業者等

3 車体広告掲載の承認を受けた広告主は、町長が指定する期日までに、秦野市屋外広告物条例(平成22年秦野市条例第18号)第3条第1項による屋外広告物の表示許可を受け、当該許可を受けたことを証する書類を町長へ提示しなければならない。

(広告掲載料の納入方法)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載の決定を受けた期間の広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己都合により広告を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により取下げようとするときは、二宮町コミュニティバス広告掲載取下申出書（第3号様式）により、町長に申し出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 町長は、広告事業実施要綱第7条第2項に定めるもののほか、次の各号に該当するときは、二宮町コミュニティバス広告掲載取消通知書（第4号様式）により広告掲載の決定を取消し、又はその掲載を停止することができる。

(1) 車体広告の場合、指定する期日までに第8条第3項に規定する書類が提出されなかったとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(3) 天災、事変その他非常事態が生じたとき

(4) 広告主又は広告内容が不相当であると町長が判断したとき

（広告掲載料の還付）

第12条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、二宮町コミュニティバス広告掲載料還付請求書（第5号様式）に二宮町コミュニティバス広告掲載決定通知書を添えて町長に請求することにより、納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（費用負担等）

第13条 広告の作成、コミュニティバスへの掲載及び掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去については、町長が指定した業者で広告主の負担で行うものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が現状に復するものとする。

3 町長は、広告主が前2項の義務を履行しない場合は、自ら当該広告を撤去し、又は現状復帰し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 広告掲載期間中に町の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、町が広告を現状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第14条 広告主は、広告の掲載に関連して、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第3号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく町長に報告し、事後対策について協議するとともに、所轄の警察署に通報し、被害を受けた場合は被害届を提出しなければならない。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

別表

種別	枠数	月額	掲載期間
車体広告	1 枠	3,000 円	1 か月から 12 か月
車内広告	8 枠	1 枠 2,000 円	1 か月から 12 か月